

児童虐待対応の連携強化に関する協定書

東京都福祉保健局少子社会対策部と警視庁生活安全部少年育成課は、児童虐待対応の連携強化を図るため協定を締結する。

記

1 情報共有

- (1) 児童虐待事案に的確に対応するため、相互に保有する情報を共有し、児童の安全確保に努める。
- (2) 相互に共有した情報については確実に記録し、管理するとともに、秘秘の徹底に努める。
- (3) 共有する情報の対象及び運用方法等については、別紙「細部事項1 情報共有」のとおりとする。

2 警察署長に対する援助要請の判断基準

児童相談所は、児童虐待の防止等に関する法律第10条に規定する警察署長への援助要請を適切に行うことにより、子供の安全確認や安全確保に万全を期す。また、児童相談所が行う援助要請は、別紙「細部事項2 警察署長に対する援助要請の判断基準」に基づき、実施する。

3 意見交換会

(1) 代表者意見交換会

東京都福祉保健局少子社会対策部長と警視庁生活安全部少年育成課長は、相互の意思疎通と理解を図るため代表者意見交換会を年1回開催する。

(2) 実務者意見交換会

東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長と警視庁生活安全部少年育成課課長代理（環境担当管理官）は、相互の意思疎通と理解を図るため実務者意見交換会を年2回開催する。

(3) 会議の事務局は持回りとし、開催回数に縛られず必要に応じて開催する。

4 要保護児童対策地域協議会における連携の促進

東京都福祉保健局少子社会対策部と警視庁生活安全部少年育成課は、各地域で開催される要保護児童対策地域協議会における代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議において児童相談所と管轄警察署がともに参画し、関係機関において、情報交換、意見交換が積極的に行われるよう必要な働きかけを行うものとする。

5 普及啓発活動の推進

東京都福祉保健局少子社会対策部と警視庁生活安全部少年育成課は、連携して、児童虐待防止に関して広く都民の理解・協力が得られるよう、キャンペーンを開催する等普及啓発活動を推進する。

6 研修等における相互協力の推進

東京都福祉保健局少子社会対策部と警視庁生活安全部少年育成課は、更なる協力関係の構築を図るため研修や各種会議等の開催を推進する。

以上を確認し、本書面2通を作成し、それぞれ署名捺印の上保管する。

なお、内容の見直しについて申し出があった場合は、その都度協議するものとする。

この協定の内容は平成30年10月1日から実施し、同日をもって、平成27年12月15日付「覚書」及び平成28年10月1日付「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定書」は廃止とする。

平成30年9月7日

東京都福祉保健局少子社会対策部長

警視庁生活安全部少年育成課長

細部事項

1 情報共有

(1) 児童相談所から警察に提供する情報

児童相談所が提供する情報①〈月例提供～危険性が高い虐待情報〉	
提 供 対 象	<p>ア 身体的虐待、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案 ただし、以下の事項は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待非該当の事案 ・ 警察による通告事案 ・ 助言指導とした事案 <p>イ 児童相談所長が必要と認めた事案</p> <p>ウ 児童虐待に起因した一時保護又は施設入所・里親委託等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し家庭復帰したもの</p>
提 供 内 容	虐待種別／児童氏名・生年月日／警察関与の有無（上記イ、ウに限る）／主たる虐待者／住所・連絡先／家族状況／相談内容／援助方針／一時保護回数／措置等回数／その他参考事項（援助決定されたもの）
提 供 方 法	東京都福祉保健局少子社会対策部から警視庁生活安全部少年育成課へデータ提供
提 供 頻 度	月に1回（1か月分の対象情報を翌月に提供）
提供後の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警視庁生活安全部少年育成課はシステムに登録後、当該児童の住居地を管轄する警察署に情報を提供する ・ 情報提供受理後、警察署において当該児童を取扱った場合、その都度、児童相談所へ取扱状況等を連絡する。また、調査のため児童相談所から問合せがあった場合には必要な範囲で情報提供を行う
児童相談所が提供する情報②〈その都度提供～児童の安全確認が出来ない虐待情報〉	
提 供 対 象	<p>ア 児童相談所が通告を受理した後、児童と面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において児童の安全確認ができない事案のうち、早急に援助要請の判断に至らない事案 ただし、以下の事項は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断される場合 ・ 災害時など児童相談所が48時間以内に児童の安全確認が行えないやむを得ない理由がある場合 <p>イ 児童相談所長が必要と認めた事案</p>
提 供 内 容	以下のうち、児童相談所が把握している事項 虐待種別／児童氏名・生年月日／主たる虐待者／住所・連絡先／家族状況／相談内容／その他参考事項
提 供 方 法	管轄する各児童相談所から警視庁生活安全部少年育成課へデータ提供
提 供 頻 度	随時
提供後の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警視庁生活安全部少年育成課はシステムに登録するとともに、今後、児童相談所から必要に応じて援助要請があることを当該児童の住居地を管轄する警察署に通知する
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供後に各種取扱いを通じて当該児童の安全が確認された場合は、相互に結果連絡を行う

児童相談所が提供する情報③〈その都度提供～道府県等の転出入に係る虐待情報〉	
提供対象	ア 東京都以外の児童相談所からケース移管された事案 イ 東京都以外の児童相談所へケース移管した事案
提供内容	以下のうち、児童相談所が把握している事項 虐待種別／児童氏名・生年月日／警察関与の有無／区市町村把握の有無／主たる虐待者／転出先及び転入先（予定含む）／保護者連絡先／家族状況／他道府県等で把握した情報／その他参考事項
提供方法	管轄する各児童相談所から警視庁生活安全部少年育成課へデータ提供
提供頻度	随時
提供後の処理	<ul style="list-style-type: none"> 警視庁生活安全部少年育成課はシステムに登録後、当該児童の住居地を管轄する警視庁管内の警察署又は転出先の他道府県警察本部に情報を提供する 情報提供受理後、警視庁管内の警察署において当該児童を取扱った場合、その都度、児童相談所へ取扱状況等を連絡する。また、調査のため児童相談所から問合せがあった場合には必要な範囲で情報提供を行う

(2) 警察から児童相談所に提供する情報

警察が提供する情報〈その都度提供～管轄警察が取扱った虐待情報〉	
提供対象	児童虐待の疑いがあるとして調査したが、児童通告に至らなかった事案
提供内容	児童氏名・生年月日／取扱状況／その他参考事項
提供方法	ア 管轄する警察署から各児童相談所へ過去の取扱歴を照会する機会に提供 イ 警視庁生活安全部少年育成課が集約した上記アの情報を東京都福祉保健局少子社会対策部にデータにより提供
提供頻度	ア 随時 イ 月に1回
提供後の処理	ア 各児童相談所はシステムに登録する イ 東京都福祉保健局少子社会対策部は、提供を受けた情報を各児童相談所に回付する

2 警察署長に対する援助要請の判断基準

(1) 基本事項

ア 法の趣旨

児童虐待の防止等に関する法律第10条において、児童相談所長は子供の安全確認又は一時保護を行おうとする場合において、都道府県知事は立入調査等の際に、その子供の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し、援助を求めることができ、必要に応じ適切に行わなければならない。

イ 援助の必要があると認めるとき

子供の安全の確認、一時保護又は立入調査等の執行に際して、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子供が虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長だけでは職務を執行することが困難なため、警察官の措置を必要とする場合に行う。

ウ 援助の内容

一時保護、立入調査、臨検搜索等の執行は、児童相談所がその専門的知識に基づき主体的に実施するものであり、警察官の任務ではなく、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

援助要請を受けた警察官は、現場において保護者が児童相談所の調査を妨害する等の不測の事態に備え、必要に応じて警察官職務執行法、その他の法令の定めるところによる措置をとるものである。

エ 安全確認に対する基本的な考え方

子供の安全確保の判断は全てに優先され、且つ迅速に行われるものであり、保護者との関係性を継続することのために援助要請の躊躇があってはならない。

(2) 事前に援助要請が必要と認められる場合の基準

児童相談所長は以下の要件のいずれかに該当する場合は、警察署長に対する援助要請を行い、子供の安全の確認及び安全を確保する。

ア 虐待が疑われる家庭で、保護者が児童相談所職員の説得に応じず、子供の姿を見せることや身体の傷・痣等の確認に抵抗又は拒否する状況が予め認められる場合

イ 保護者が、一時保護や立入調査等に抵抗又は拒否する状況が予め認められる場合

ウ 子供の安全確保のために児童相談所長が必要と認めた場合

(3) 緊急に援助要請が必要と認められる場合の基準

ア 児童相談所が通告を受理した後、安全確認ができず、緊急性が高いと判断される場合は、48時間を待たずに当該児童の住居地を管轄する警察署長に対する援助要請を検討する。

イ 児童相談所長は、子供や職員の生命、身体に対し危害が切迫した場合等、直ちに警察官の臨場を必要とする緊急な場合は110番通報する。

(4) 事前協議の原則

警察署長に対する援助要請は事例の概要や援助の必要性などを記した文書で依頼し、事前に協議することを原則とする。

なお、上記(3)記載の緊急時においては、口頭による要請とみなし、事後に文書を当該警察署長宛に送付するものとする。

(5) 警察署長の措置

援助の要請を受けた警察署長は、警察官を派遣し、子供の生命又は身体の安全を確認又は確保するために必要なときは、警察官職務執行法その他法令に定める措置を講じさせるよう努める。